

議第98号

財産（電子カルテシステム）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | 電子カルテシステム 一式  |
| 2 取得の金額  | 42,020,000円   |
| 3 取得の相手方 | 高山市中山町543番地<br>株式会社小池メディカル 高山営業所<br>所長 坪根 重幸  |
| 4 設置場所   | 高山市清見町三日町417番地1<br>高山市国民健康保険清見診療所<br>高山市荘川町新湊546番地1<br>高山市国民健康保険荘川診療所<br>高山市久々野町無数河642番地1<br>高山市国民健康保険久々野診療所<br>高山市朝日町万石333番地1<br>高山市国民健康保険朝日診療所<br>高山市高根町上ヶ洞525番地<br>高山市国民健康保険高根診療所<br>高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地<br>高山市国民健康保険栃尾診療所 |
| 5 取得の時期  | 令和4年度   |